

新資料

南京大虐殺の証拠

南京大虐殺は本当にあつたのか。南京大虐殺をめぐる論争は活発だ。その論争に終止符を打つ証拠が見つかった。



阿羅健

東京軍事裁判の証拠

いわゆる南京大虐殺は東京裁判法廷において告発されたもので、以後この時の証拠、判決が拠り所となつて、日本軍が虐殺した人数は二十万人といわれ、又ある時は三十万人ともいわれてきた。そしてこの数字は戦後四十年間日本人の自信

と誇りをおこなうことに失わせてきた。それではこの東京裁判での証拠・判決はどんなものであつたかといえ、まず昭和二十一年八月二十九日、虐殺人数に關して四種類の証拠が提出された。檢察側書証一七〇二、一七〇三、一七〇四、一七〇六である。これらの証拠によると、虐殺人数はまちまちであるが、一七

〇二の「南京慈善団体及び人民魯甦の報告」による敵人大虐殺」によれば二十六万人、一七〇六の「南京地方法院檢察処敵人罪行調査報告」によれば三十四万人とも二十八万人ともいう。一七〇三と一七〇四は南京地方裁判所の檢察官が作成した埋葬死体数統計表というもので、一七〇三の方が崇善堂埋葬隊埋葬死体数統計

表、一七〇四は世界紅卍字会南京分会救

て証明されている」

援隊埋葬班埋葬死体数統計表である。二つの埋葬表は死体発見場所、埋葬場所、男・女・小児、月日にわかれていた詳細なもので、この統計表によれば崇善堂が埋葬した死体は十一万二千余人、紅卍字会が埋葬した死体は四万三千余人、計十五万五千人となつてゐる。

この様に判決文は述べている。これを見てわかるとおり埋葬表がそっくりそのまま認定され、南京大虐殺の決定的なきめ手となつていた訳である。この檢察側の証拠提示に対して弁護側が手を拱いていた訳ではなかつた。埋葬表に対して弁護側は次の様に反論した。

この時提出された檢察側証拠は全面的に採用された訳ではなかつたが、二つの埋葬表は完全に採用された。そしてこの統計表がどれほど重要で決定的な証拠力を持つていたかは昭和二十三年十一月の東京裁判での判決文を見れば一目瞭然である。判決の中の最も重要な殺害人数認定箇所ではこう述べられてゐる。

「各証は南京が日本軍に占領せられて後、実に十箇年を経過したる一九四六年に調査せられたりと称せらるゝものにして、その調査が如何なる資料に基き為されたるや判明せず。殊に死体の数に至りては十箇年後に之を明確にすること殆んど不可能なりといふべく、此処にかかげられたる数字は全く想像によるものと察するの外なし。」

「後日の見積りによれば、日本軍が占領してから最初の六週間に、南京とその周辺で殺害された一般人と捕虜の総数は、二十万人以上であつたことが示されてゐる。これらの見積りが誇張でないことは、埋葬隊とその他の団体が埋葬した死骸が、十五万五千人に及んだ事実によつ

て証明されている」
占領に際して日本軍の苦闘は頗る激甚にして、此の戦闘に於て彼我の死者は他の戦場に比し多数に及びたり。従つて南京城の内外に当時、戦死体の存在したりしことは言はずして明かなり。然れどもその死体を以つて直ちに日本軍による虐

殺体なりとするは大なる誤なり。次に此の証拠の数字につき特に作せられ、措信すべからずと為す例を示すべし。
法廷証によれば、崇善堂埋葬隊は一九三七年十二月二十六日より二十八日に至る埋葬作業に於て四〇四箇の死体を埋葬し、一日平均一三〇箇を処置せり。然るに一九三八年四月九日より十八日に至る間に兵工廠、雨花台の広大なる地域に於て二六、六一二箇の死体を埋葬し、一日平均二、六〇〇箇を処置せり、前後の作業を比較せば、その誇張・杜撰の信憑し難き表示なること明瞭なり。
当時既に日本軍により清掃せられたる地域に於て、然も戦後五箇月を経過したる雨花台方面にかかる死体の存在する筈なきなり。その他、水西門―上河、中山門―馬群、通濟門―方山に於ても同様な矛盾を指摘することを得。
又、崇善堂埋葬隊の数字中にはすべて男子・女子・小人と適當なる減少率を以て死体数を記入してあるに拘らず、紅卍会

の数字中には女子・小人は皆無なり。当時、非戦闘員は殆んど遁走しあり、戦場に残留するものなく、常識としても女子、小人が戦場に介在することは殆んど信ずること能はず。此の実験則に反する証拠は、是れ後年の為にせんとする作為と解するの他なし」

この弁論は、埋葬表を見た人なら誰もが自然と湧き出る疑問とその矛盾を述べたものである。弁護側はこの反論で充分と考えていたようだ。当時は弁護側が南京に行つて埋葬表を調べようとしても時間はなかったし、金もなかった。たとえあったとしても中国は入国を認めなかったであろう。弁護側が南京に行くことは出来なかつたから、常識での反論にとどまったのは当然であつた。しかし、判決で、判事は検察側の証拠を採用し、弁護側の反論を認めなかつた。

東京裁判から何年かして中国にはハエがないというところが日本に伝わつたが、埋葬表の話はこのハエの話と非常に似ている。中国にハエがないという話

は誰が考えてもおかしい話である。この話は常識から考えて辻褄があわないと反駁はできるが、中国に行けないから具体的に反証はできない。その結果、中国にはハエがないということが認められてしまった。南京大虐殺の話もこれと同じである。今だもつて中国に行つて検証することはできない。

もともと東京裁判の起訴状には、

「昭和十二年十二月十三日頃、日本軍は南京を攻略し、数万の一般人を虐殺し、且其の他非道なる行為を行はたり」とあり、ここにある「数万」とは二万人と想定していたふしがある。起訴状の数カ月前に連合軍司令部が発表した資料では、

「証人達の述べる所によれば、実に二万人からの男・女・子供達が殺戮された事が確認されている」と

といつていたからである。ところが、中国が調べたと称して提出した証拠は二十六万人や三十四万人の虐殺を示していた。当時の日本人同様判事団もこれには

びっくりしたであろう。さすが二十六万とか三十四万とかという数字は信用しなかつたが、それでも微に入り細にわたつた「崇善堂埋葬統計表」と「紅卍字会埋葬統計表」は信用した。それがさきほどのように十五万五千人は確実だという判決になつた訳である。

作られた数字

東京裁判には裁判という名はついていゝるものの、それまでの裁判にみられないようなことがいくつもある。この起訴状より判決の方の虐殺人数がふえているというのもその一つである。また、虐殺人数が判決ではまちまちであるということもその一つである。さきほどの様に二十万人以上と述べている部分もあれば十万人以上と述べている部分もある。

この類の数は多ければ多いほどよいという人々たちによつて虐殺人数は二十万人といわれてきたのである。

東京裁判の証拠・判決というものはこのようなものであつた。しかし、現在た

んねんにさまざまな資料を集めれば弁護側が反論した常識論を具体的な証拠で肉付けすることができるとも、もちろん、戦後の資料によつてではない。昭和十二年、三年当時の資料によつてである。その頃はまだ南京大虐殺が喧伝されておらず、南京大虐殺にあわせて資料を誇張したり矮少化する必要はなかつた。さまざまな記録が生のままになつてゐる。基本的な統計上の誤りをチェックすればほとんど信用出来るのである。その資料で証拠を検証しようというのである。さしあたり、十一万二千人という最大の埋葬人数をあげ、大虐殺の最大根拠となり、しかも度々疑問を投げかけられて来た崇善堂なるものを調べてみた。まず当時のいくつかの資料を列記する。「」は筆者が付したものである。

崇善堂埋葬統計表

〔南京調査証一七〇三、東大社研資料室「極東国際軍事裁判記録」より〕
年 月 日 「自昭和十二年十二月廿六日至昭和十二年十二月廿八日」
取 扱 隊 「崇善堂埋葬第一隊」
死体発見場所 「沐浴西門ヨリ估依處ニ至ル」
埋葬場所 「五台山」

男「九六」女「二二」子供「六」計「一二四」
年 月 日 「自昭和十二年十二月廿六日至昭和十二年十二月廿八日」
取 扱 隊 「崇善堂埋葬第二隊」
死体発見場所 「挹江門東」
埋葬場所 「五台山」
男「三三」女「三三」子供「二」計「三九」
年 月 日 「自昭和十二年十二月廿六日至昭和十二年十二月廿八日」
取 扱 隊 「崇善堂埋葬第三隊」
死体発見場所 「新街口南」
埋葬場所 「五台山」
男「八三」女「七」子供「一」計「九一」
年 月 日 「自昭和十二年十二月廿六日至昭和十二年十二月廿八日」
取 扱 隊 「崇善堂埋葬第四隊」
死体発見場所 「中環門東」
埋葬場所 「城根」
男「三五」女「三四」子供「一八」計「四〇四」
年 月 日 「自昭和十三年一月三日至昭和十三年二月四日」
取 扱 隊 「崇善堂埋葬第一隊」
死体発見場所 「北門橋ヨリ唱鐘樓ニ至ル」
埋葬場所 「紅土橋及北橋間」
男「七二」女「二九」子供「九」計「三三〇」
年 月 日 「自昭和十三年一月三日至昭和十三年二月四日」
取 扱 隊 「崇善堂埋葬第二隊」
死体発見場所 「興中門ヨリ小東門ニ至ル」
埋葬場所 「城根」
男「五〇」女「五一」子供「三三」計「四三三」
年 月 日 「自昭和十三年一月三日至昭和十三年二月四日」
取 扱 隊 「崇善堂埋葬第三隊」
死体発見場所 「老玉府ヨリ廣政牌樓ニ至ル」
埋葬場所 「觀音庵ノ東部、身坐橋ノ東端」
男「二八四」女「四六」子供「二五」計「四八八」
年 月 日 「自昭和十三年一月三日至昭和十三年二月四日」

日
取 扱 隊 「崇善堂埋葬第四隊」
死体発見場所 「小脚府ヨリ蓮子營ニ至ル」
埋葬場所 「城根」
男「四三」女「三三」子供「二五」計「四八八」
年 月 日 「自昭和十三年一月五日至昭和十三年三月六日」
取 扱 隊 「崇善堂埋葬第一隊」
死体発見場所 「鼓樓ヨリ大石橋ニ至ルノ間」
埋葬場所 「鼓樓及側橋附近其他」
男「五五四」女「三三」子供「八」計「三七五」
年 月 日 「自昭和十三年二月五日至昭和十三年三月六日」
取 扱 隊 「崇善堂埋葬第二隊」
死体発見場所 「御史樓ヨリ高橋門ニ至ル」
埋葬場所 「城根及南城」
男「五五四」女「三三」子供「八」計「三七五」
年 月 日 「自昭和十三年二月五日至昭和十三年三月六日」
取 扱 隊 「崇善堂埋葬第三隊」
死体発見場所 「花牌樓ヨリ洪武門ニ至ル」
埋葬場所 「三象巷、大中橋、城根其他」
男「五二九」女「二四」子供「一五」計「五六八」
年 月 日 「自昭和十三年二月五日至昭和十三年三月六日」
取 扱 隊 「崇善堂埋葬第四隊」
死体発見場所 「長安路ヨリ半山園ニ至ル」
埋葬場所 「城根」
男「八七」女「三六」子供「二八」計「九四二」
年 月 日 「自昭和十三年三月七日至昭和十三年四月八日」
取 扱 隊 「崇善堂埋葬第一隊」
死体発見場所 「太平門ヨリ富貴山ニ至ル」
埋葬場所 「城根及山脚」
男「六〇」女「三三」子供「一六」計「六四八」
年 月 日 「自昭和十三年三月七日至昭和十三年四月八日」
取 扱 隊 「崇善堂埋葬第二隊」

課、現在は紅卍字会が埋葬に尽力したが、いたるところ荒地となって遺漏を免れない。埋葬隊はもとの十六人に戻った。屍体とまだ埋めていない棺を埋めるため人をやった。城内の無縁仏の墓と修理すべき墓の数を詳しく調べると二万六千四百余ある。これらは修理した。城内いたるところに縁故者の棺が安置されている。期限をきめて埋めた。無縁仏は中華門の外にある安里堂に運んで埋めた。五月、六月のことであった。修理すべき墓は石灰で強固にした。合計千四百七十余あった。年末までさらに百余体を埋葬し、千余の墓を修理した。民国二十七年の五月から十二月まで埋葬した棺と屍体及び修理した墓の統計表は次のとおりで

埋められていない棺	一八八
男の屍体	一七一
女の屍体	一〇
子供の屍体	二〇
骸骨	二四
火葬	八
修理した墓	四二三八

ある。

〔棺の手配〕

無縁仏の死体が見つかる、いつも孝善堂で棺材を求め、城外に運んで埋葬した。後に振務委員会が埋葬費の項目で五百元を支出し、棺百個を備えて援助した。

〔資料二〕

「南京」

南京日本商工会議所 編

昭和十六年八月 発行

第二項 救済

第一目 事変前

慈善団体

南京市公益慈善団体一覽表

名称	成立年月	事業	主持人	地址
崇善堂	清嘉慶二年	施料・救恤・哺嬰	陸晋軒	金沙井
世界紅卍字会 南京下関分会	民十一年	施薬・埋葬・戦時救済	葉登良	下関祥泰里
世界紅卍字会 南京分会	民十一年	施診・施薬・施衣米・埋葬	謝冠能	小大瓦巷

〔日本軍が南京を占領して三年半後。すでに汪政権が成立し、南京には多数の日本人が来て商売をしていた。この頃、南京の日本商工会議所が南京で入手した資料をもとに編集したものである。殆どの資料が中国によってまとめられている。この一覽表には四十六の慈善団体あげられている。このうち埋葬・葬儀などを事業としてあげているのは世界紅卍字会など十六団体である〕

第二目 事変後

慈善団体

南京市にあった民間各種慈善団体は事変の為資金難に陥り一時停頓したが、振務委員会の補助を受け漸次復旧し民国二十八年度に於ける市政府調査に依れば左の如きものがある。

(団体名)

(開設年月日)

衆志復善堂

二十七年五月

崇善堂

二十七年九月

〔ここには二十六団体があげられている。最も早く復旧したのは衆志復善堂である。崇善堂が復旧したのは民国二十七

年(昭和十三年)九月である。〕

〔棺桶及屍体の処理〕

城内内外に散在した屍体は、卍字会及自治委員会救済課で埋葬隊を組織して処分し、又事変前から未だ埋めてなかった棺桶は管理者に埋葬せしめ、管理者無きものは南門外に運搬して埋葬した。

〔資料四〕

「大阪朝日新聞」

昭和十三年四月十六日 北支版

南京便り

戦いのあとの南京でまず整理しなければならぬものは敵の遺棄死体であった。濠を埋め、小川に山と重なっている幾万とも知れない死体、これを捨ておくことは、衛生的にいても人心安定の上からいっても害悪が多い。

そこで紅卍字会と自治委員会と日本山妙法寺に属するわが僧侶らが手を握って片づけはじめた。腐敗したのをお題目とともにトラックに乗せ一定の場所に埋葬するのであるが、相当の費用と人力がかか

る。人の忌む悪臭について日一日の作業はつづき、最近までに城内で一千七百九十三体、城外で三万三千三十一体を片づけた。約一万一千円の入費となっている。苦力も延五、六万人は動いている。しかしなお城外の山のかげなどに相当数残っている。さらに八千円ほど金を出して真夏に入るまでにはなんとか処置を終る予定である。

以上の資料をもとに崇善堂とその埋葬死体統計表を検討してみたい。

その前に、また東京裁判の問題点をあげておく。前に述べたように昭和二十一年八月二十九日、東京裁判法廷において検察側は四点の証拠を提出した。このうち「南京慈善団体及び人民奮闘の報告による敵人大虐殺」(検察側書証一七〇二)と「紅卍字会埋葬統計表」(検察側書証一七〇四)を見ると、一七〇二にも紅卍字会の埋葬統計表がある。二つの紅卍字会埋葬統計表を比べると、一七〇四の城外地区のうち冒頭の「中華門外望江

崇善堂と慈善団体

さて崇善堂である。崇善堂は清の嘉慶二年(一七九七年)に成立した慈善団体である。数多い慈善団体のなかでも古い部類に入る。南京陥落当時、既に百四十年の歴史を持っていた。中国には慈善団体が数多くあり、民国二十四年(昭和十年)に柯象峰が著した「支那貧窮問題研究」には慈善団体について次のように書いてある。

「中国の救済事業でも組織的なものもあ

った。例えば南京の慈善機関は清代から存したのであり、雍正十一年两江總督趙某が南京城外三里の佟園に設立した江寧普育堂がこれである。

此の外に各種個人団体の経営する救済事業として貧兒養育院、仏教慈幼院、紅十字会、慈善惜字総会、寧郡義倉、広豊備倉、代葬局、金陵義渡及び各種の「善堂」(崇善堂、修善堂、崇善堂、同善堂、普善堂、広善堂、合善堂、崇仁堂、厚德堂等)があり、何れも嬰兒愛護、資材給与、埋葬、施米、施薬、施診、施衣、施粥等を行っている。

このように中国には多くの慈善団体があり、崇善堂はそのうちの一つであった。中正路と昇州路の交叉差に近い金沙井にあり、古くから知られていた。崇善堂のある金沙井は南京城内の南部に位置し、漢門路、中華路、城壁に囲まれたこの地域は清の時代には繁華街であった。そのころ崇善堂はこの繁華街で活躍していたものであろう。しかし長い歴史の間に南京も少しずつ変わり、国民政府が出

来た頃、この地域は単に人口の密集した貧民が多いところになっていった。資料一・三によれば支那事変前、崇善堂は南京にある四十六の慈善団体の一つとして施材、恤養、保嬰などを行っていたのである。

昭和十二年、支那事変が勃発した。日本軍の南京空爆、上海戦線における中国軍の総くずれが続ぎ、南京市民は次々疎開をした。百万をほころ人口のうち八十万人が南京から去っていったといふ。国民政府は遷都を宣言した。馬超俊南京市長はじめ市の関係者も南京から去っていった。南京市の機能は混乱し、そしてあつたという間に停止した。そういつた中で資料二・三に見られる通り崇善堂の機能も麻痺した。関係者など疎開してしまつたからであらう。まもなく日本軍が占領し、そして南京には自治委員会が出来た。疎開した人々も戻つて来て市の機能が再び動きだす。自治委員会が発足したのは昭和十三年一月三日で、治安、難民救済などを行い、四月二十四日

に市政公署に事務一切を引きついで。崇善堂の機能が再開したのは昭和十三年九月である。もちろん紅卍字会のように陥落直後から活動していた慈善団体もある。この年の後半、市は慈善団体に補助金を与えた。崇善堂には三百元の補助があつた。大きい紅卍字会には千元の補助があつたが、崇善堂など七つの団体には二百元であつた。復善堂などのように二百元の補助を受けながら活発に機能している慈善団体もあれば、崇善堂のように活動範囲は限られているものもあつた。

復旧しても崇善堂はあまり活発でなかつたらしい。この頃、崇善堂の責任者が陸晋軒から周一漁に代つた。「維新政府概史」(南京特別市行政院宣伝処発行)によれば、このあとすぐに甘仲琴に代つている。再開後の崇善堂の活動内容は資料二でわかるとおり事変前とほぼ同じで、埋葬活動は行っていない。崇善堂が埋葬活動を行っていないという事は資料三の「棺桶及屍体の処置」、資料四によつても裏づけられている。

以上の各種の資料から、崇善堂は南京陥落で機能を失つた。再開したのは昭和十三年の九月である。しかし埋葬活動はやっていかなかったということがわかる。当時のどんな資料を見ても南京陥落直後から崇善堂が埋葬活動を大に行つたという記録はでてこない。

活動停止の崇善堂

南京陥落後、日ならずして南京を訪れた人の見聞記などを見ても崇善堂の名前は見当たらない。例えば木村毅氏「江南の早春」、林美美子氏「南京行」、小林秀雄氏「杭州より南京」、杉山平助氏「南京」、佐々木元勝氏「野戦郵便旗」などである。もちろんこれらの見聞記は慈善団体の調査報告ではないから見当らなく当然である。しかし、崇善堂の実体が多かったことを積極的に証明する見聞記もある。前記の見聞記が昭和十二年十二月末から翌年一月にかけての南京ルポであるが、昭和十三年四月の南京ルポがある。陥落からおよそ五ヶ月、四月十日に

は上海—南京間の鉄道が一般にも開放され、十一日の鉄道で詩人の草野心平氏と「実業の世界」の社長野依秀市氏が一緒に南京に入った。期せずして二人とも見聞記を書いている。二人の見聞記が崇善堂はこの時期活躍していなかったことを示している。特に野依秀市氏の「楽土激土」は翌四月十二日の行動を十四ページにわたり具体的に書いている。「楽土激土」から主なところを引用する。

「午前九時から自動車をとばし有名な中山門を抜け中山陵に行った。中山陵を一瞥した我々はその直ぐ近所にある支那革命戦士の廟に行つてみた。その辺を歩くのに運転手の兵隊さんが注意せんとはいけません。この道があるきなさい。あの辺は地雷火が方々に埋められてあつたりしますから危いですよと注意してくれました。

それから明孝陵の見物に行った。「この後、北極閣、玄武湖、中華門を廻り光華門に行く」付近一帯が何となく臭気がしていささ

か鼻をつかれる。聞くところによると、相当地下に埋められた者があるらしい」以上が「楽土激土」(秀文閣書房、昭和十三年十月発行)からの引用である。草野心平氏も野依氏に同行しているのどほぼ同じことを書いています。草野心平の「支那点々」から引用する。「支那点々」は昭和十四年十二月に発行されているが、昭和十三年五月に「新愛知」に発表したものも再録である。

「城内では中華門と光華門と中山門とに行つてみた。城内にはもう死骸などは勿論一本の骨も見当らなかつたが、地の底から湧き上る臭気はひどかつた」

これが二人の南京ルポである。光華門は南京城攻略戦で最も激戦を演じたところで、十二月九日脇坂部隊が城壁にたどりついてから完全に制圧する迄四日間も要した所である。日本軍は伊藤大隊長以下多数が戦死し、中国兵も相当たおれた。戦死した中国兵は光華門の近くに埋葬され、その臭いが残っていたの

であろう。

ところで崇善堂の埋葬統計表によれば四月七日から二十日まで、中山門から馬群に至る間で三万三千人の死体があつて埋葬したことになる。一日当たりすれば二千四百人を埋葬した計算になる。二千四百人の屍体を埋葬するのに何人ほど必要だろうか。資料四から推測するに延べ四千人位は必要と思われる。延べ四千人として、実際は千人位で働いたものであろう。つまり、崇善堂の埋葬表は中山門と馬群の間で千人の人が埋葬活動していたことを示している。もし千人が埋葬作業をしていれば当然目につくはずである。しかし、「楽土激土」にも「支那点々」にもその様な光景はあらわれない。二人とも中山門と馬群の間の中山陵、支那革命戦士の廟、明孝陵に行つてるのである。光華門の様子を、地の底から湧き上る臭気、と書いてある位である。千人の人が埋葬活動しているようなら目撃して記述しているであろう。そのような記述がないということは

二人ともたまたま見逃したのではなく、いはずである。そこで紅卍字会の三ヶ所もともと屍体などなかったし千人が埋葬活動をしていなかったことを物語っているのである。

この様に崇善堂が昭和十二年十二月二十六日より昭和十三年五月一日まで十一万二千二百六十六人を埋葬したという檢察側の証拠はことごとく架空であることがわかる。中国の資料も日本の資料もすべてそのことを証拠だてている。当時弁護側は、「此処にかかげられた数字は全く想像によるものと察するの外なし」

「欲する数字を置きたるにすぎざるもあるいは

と言つたが、それはまさしくその通りだったのである。

ここで先ほどの檢察側資料一七〇一、つまり埋葬写真に戻ってみよう。檢察側は埋葬統計表と同じ日にこの埋葬の写真を法廷に提出することになっていた。崇善堂の埋葬は架空だから写真は一枚もな

★目次絵のこぼ★ ボルドー

ボルドーへ出かけたのは、去年の夏である。

内陸部のツールーズへ、エアバスーA300の見学に行つて、ワインの名産地へ足をのびしたのであつた。パリJ.E.T.R.O.の多田羅さんが同行してくれた。

列車でボルドーに着くと、ドームの下にプラットホームのある大きな駅。しかし、何かさびれた駅前。タクシーに乗り、ノルマンディ・ホテルの前に着いたら、運転手はツリ銭をごまかそうとする。おかしいじゃないか、と多田羅さんが言ったら、「まごまごしてはいないですぐ降りろ、でないと車からふり落すぞ」といった。第三世界ならともかく、この先進国で、しかも観光地で……という、多田羅さんはイタリア訛だつたという。ここには、レジスタンスでリヨンで殺されたフランスの国民的英雄ジャン・ムーランの博物館があるが、開くのは午後からだから、明日も見られない。ミッテランが当選した時の第一声がムーランのことだつた、ムーランを殺したゲシュタポ、クラウス・ベルピンはポリビアで見つかり、刑を待つている、と解説してくれる。

ボルドーの南は、もうスペインのバスケット地方である。古い骨董品のような街を歩くと、バカンスで留守の家が多く、どの入口の扉も新聞がつつまれたまま。靴がひっかかるほど凸凹の多い石畳の細い道は、曲りくねっている。土地の人でにぎわっている魚料理店を見つけて入って、その料理の出し方に圧倒された。大きな板の上

イラストレーター★真鍋 博★



に海藻を敷き、魚介類を盛って出す。わたしたちは上衣をぬぎ、腕をまくり、手にベンチを持ってカニを割り、かき棒で身をほじくり出し、食べるというよりカニやエビと格闘している感じであつた。

ボルドーは、大西洋にそそぐガロンヌ川が入江のように入り込んだ河港の街。

翌日、ツーリストインフォメーションで、ワインのシャトーを見たい、どこか由緒あるところを紹介してほしいという、わざわざ電話をしてくれ、そのシャトーに向つた。着いてみると、スイスを思わせる山の麓に葡萄畑がひろがっていて、何百軒ものシャトーがあるという。

シャトーでは、ワインの工程を見せてくれ、最後は倉で試飲、そして82年ものワインを一本ずつお土産にもらつた。わたしたちは、フランスのふところの奥の深さを痛感した。もし、日本で、外国人が見学に来たからといって、いちいち案内していられるだろうか、わたしは、きのうのタクシーの出来事をすっかり忘れてしまつてた。

ボルドーときいても、あのこつてりとした赤ワインをイメージする程度の知識しかないわたしだったが、ツールーズからガロンヌ川に沿ってボルドーに向う車窓からの田園風景に、フランスの美味も美酒もこの肥沃な土からの贈り物、そしてそれが「美」のエネルギにもなっていることをひしひしと感じた。